

福井工業大学における研究データ保存等に関するガイドライン

(目的)

1. このガイドラインは、福井工業大学（以下「福井工大」という。）における研究データの保存及び開示について必要な事項を定める。

(定義)

2. このガイドラインにおいて、「研究データ」とは、福井工大における研究活動の成果として発表された論文等（以下「論文等」という。）を作成するにあたって使用した資料（文書、数値データ、画像など）及び試料（実験試料、標本）をいう。

(研究データの記録・保存)

3. 研究データの記録及び保存方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 研究者は、実験や観察などをはじめとする研究活動において、その過程をノートなど（以下「実験ノート」という。）に記録として残さなければならない。

(2) 実験ノートには、実験などの操作記録や条件等を、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成しなければならない。

(3) 実験ノートは、研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならない。

(4) 研究データは、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。

(5) 研究データは、それらを生み出した研究者自身が責任をもって保存・管理しなければならない。なお、転出や退職した後も本ガイドラインに基づき適切に管理しなければならない。

(保存期間)

4. 研究データの保存期間は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 資料（文書、数値データ、画像など）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後 10 年間とする。ただし、保管スペースに制約があるなど、保存が困難である合理的な理由がある場合は、その限りではない。

(2) 試料（実験試料、標本）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後 5 年間とする。ただし、保存に多大なコストがかかる場合や保管スペースに制約があるなど、保存が困難である合理的な理由がある場合は、その限りではない。

(3) 保存する研究データに、法令等により保存期間が規定されるものがある場合は、それに従うものとする。

(4) 共同研究等において外部からデータを受領した場合、データの保存期間に関する契約もしくは定めが別途あるときは、それに従うものとする。

(開示)

5. 研究者は、福井工業大学教育・研究不正行為等対応委員会から研究データの開示を求められた場合は、原則として開示に応じなければならない。なお、転出や退職後もその責任を負うものとする。

(改廃)

6. このガイドラインの改廃は、福井工業大学教育・研究不正行為等対応委員会、大学運営協議会の議を経て、学長が決定する。

附則

このガイドラインは、平成28年6月1日から実施する。